

# 山添村の財政健全化判断比率

地方公共団体において財政状況が悪化している中で、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、村の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられました。今までは、一般会計などの普通会計中心であった財政分析が、特別会計（公営企業）や一部事務組合などを含んで財政分析を行い、健全化に努めるようになっていきます。平成21年4月からは、同法が完全施行になり、早期健全化基準及び財政再生基準を超過した場合、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられます。

## 健全化判断比率（平成19年度決算による算定）

次の4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準（イエローカード）」「財政再生基準（レッドカード）」が設けられています。

<b>1．実質赤字比率</b>
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（村の標準的な一般財源の規模）に対する比率で、財政運営の深刻度を表します。
<b>2．連結実質赤字比率</b>
全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体としての運営の深刻度を表します。
<b>3．実質公債費比率</b>
一般会計が負担する公債費及び簡易水道・下水道事業の公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出金の標準財政規模に対する比率で、一定以上になると一部の起債（借入金）が制限されます。
<b>4．将来負担比率</b>
一般会計の地方債残高、簡易水道・下水道事業の公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出見込額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表します。

## 平成19年度決算に基づく健全化判断比率の状況

（単位：％）

	山添村の 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		15.0	20.0
連結実質赤字比率		20.0	40.0
実質公債費比率	24.9	25.0	35.0
将来負担比率	144.1	350.0	

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、収支が黒字のため算定されず「」で表示しています。

連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成21年度決算までは40%以上、平成22年度決算は35%以上、平成23年度以降の決算から30%以上となります。

### 資金不足比率（平成19年度決算による算定）

公営企業ごとに資金の不足額を算定し、その事業の規模に対する割合を算出するもので経営の健全化を判断する指標です。

（単位：％）

	資金不足比率	資金不足額	経営健全化基準
公営企業資金不足比率	簡易水道事業		20.0
	下水道事業		20.0

いずれの事業も資金不足でないことから「 」で表示しています。

### 健全化判断比率から見た村の財政は・・・

普通会計の実質赤字比率、村の全ての会計の連結実質赤字比率は、共に黒字を出しているため、財政は健全な段階です。公営企業資金不足比率は、簡易水道と下水道事業会計ともに黒字であり健全です。

実質公債費比率については、ふるさとセンター建設に係る返済が今年度ピークとなるため、平成19年度、平成20年度比率は早期健全化基準（イエローカード）を前後すると予想されますが、平成18年度から21年度にかけ地方債（借入金）の繰上償還を行うことによって、平成21年度以降の実質公債費比率は確実に低減していきます。

又、将来負担比率も行財政改革の推進や年々減少する元利償還金によって、今後も減少していきます。

上記のとおり山添村の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準以下であるため、財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画の策定は不要です。